

康生周辺地区におけるまちづくりのあらまし

～ まちづくり交付金制度の活用と事後評価 ～

<まちづくり交付金制度の概要と事後評価のしくみ>

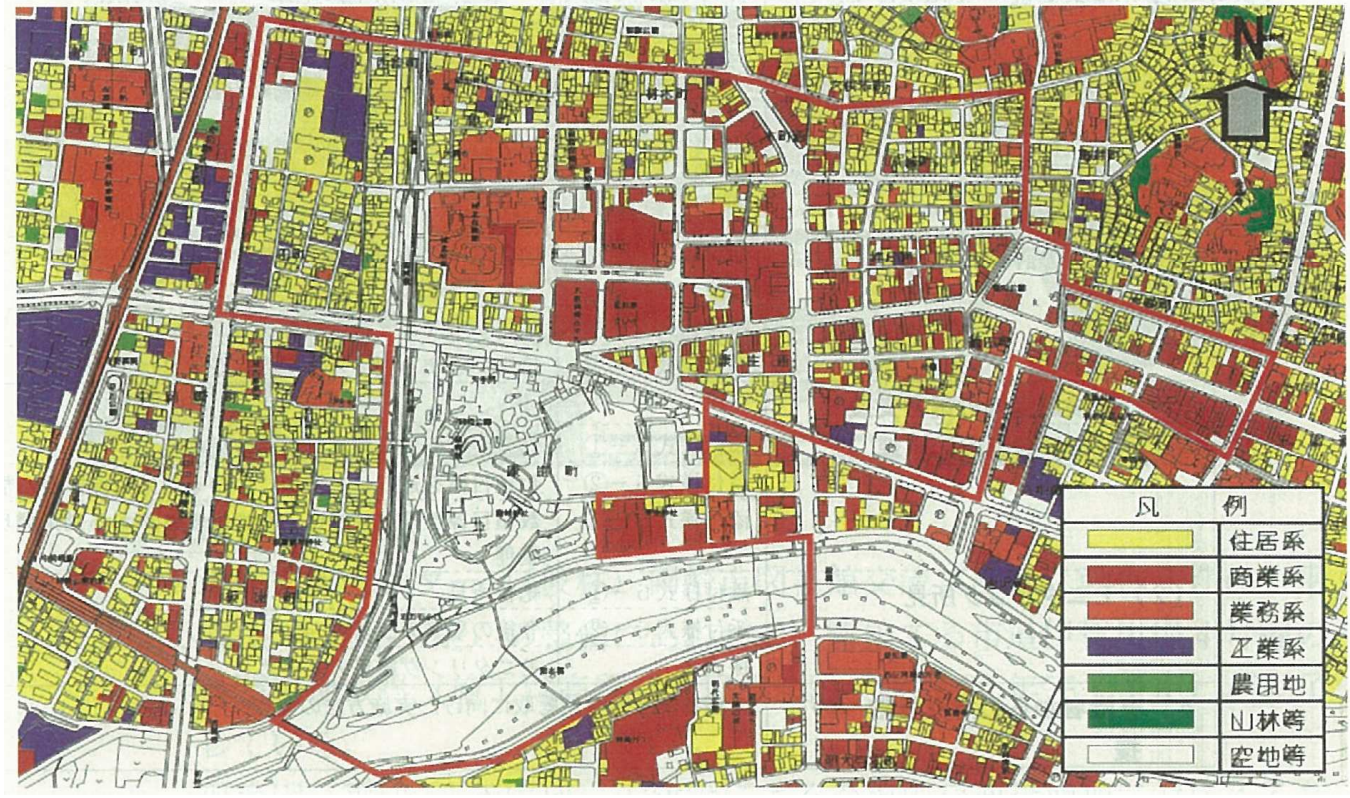
岡崎市康生周辺地区においては、平成 17 年度～平成 21 年度にかけて、まちづくり交付金制度を活用したまちづくりを展開しています。

この制度は、公共公益施設等の事業を個別に実施するのではなく、地区のまちづくりの目標のもと、市町村の創意工夫により事業を組み立て、一元的かつ効果的に整備を実施する自由度の高い制度です。

この制度の活用にあたり、康生周辺地区では、**都市再生整備計画**を定めて国の採択を受け、交付金の交付を受けて、計画に定めた事業を実施しています。

計画期間の最終年度である平成 21 年度は、まちづくりの成果について、可能な限り数値化された指標に基づいて、事後評価を行うこととされています。

- <対象地区> 岡崎市康生周辺地区 (74.8ha)
 (区域：魚町、籠田町、康生町、康生通、材木町、八幡町、本町通、連尺通の全部と西魚町、田町、八帖北町、伝馬通の各一部)



<計画期間> 平成 17 年度～平成 21 年度

